

## 交通機関の運休及び変災に関わる臨時休業等の措置について

1. 午前7時現在で次の各号該当する場合、生徒は自宅待機とする。
  - (1) 総武本線（八街～八日市場間）、外房線（茂原～土気間）、東金線のいずれかの電車が運休状態である場合。
  - (2) 生徒の登校が危険であると校長が判断した場合。
2. 午前9時に至る時点で、1の各号の状態が解消された場合、午前10時30分を生徒の登校時刻とする。
3. 午前9時現在で、1の各号の状態が引き続いている場合、生徒は臨時休業とする。
4. 生徒の下校に伴って危険が予測されると校長が判断した場合、授業打ち切りとすることができる。

### 《留意事項》

- (1) クラス担任は、電話による問合わせは極力避けるように生徒に伝達しておく。
- (2) その他の交通の障害により登校時刻に間に合わなかった生徒は、その事情により遅刻、欠課、欠席の扱いをしないことができる。